

福祉部

議案第20号 令和7年度大津市一般会計予算のうち、福祉部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうち市長の補助機関たる職員をして補助執行させている部分について

議案第20号、令和7年度大津市一般会計予算のうち、福祉部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうち市長の補助機関たる職員をして補助執行させている部分について、ご説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

予算説明書の48ページをお願いします。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節3児童福祉費負担金の説明欄、「公立保育所等給食費負担金」は公立保育園等の保護者から徴収する給食費であり、「保育所運営費負担金」は、保護者から徴収する民間保育所の保育料であり、「母子生活支援施設運営費負担金」は、他市町からの依頼により、「母と子の家しらゆり」に入所している母子の保護に対する負担金であり、「児童クラブ間食費負担金」は、保護者から徴収するおやつ代です。

50 ページをお願いします。

款 1 5 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 2 民生使用料、節 1 社会福祉使用料の説明欄、「障害福祉サービス使用料」は、やまびこ総合支援センターで行う障害者のサービス事業に対して滋賀県国民健康保険団体連合会から受ける給付費です。

52 ページをお願いします。

節 2 児童福祉使用料の説明欄、「公立保育所等保育料」及び「公立保育所等延長保育料」は、公立保育所等の利用に係る使用料であり、「児童クラブ保育料」及び「児童クラブ延長保育料」は、児童クラブの利用に係る使用料です。

「児童発達支援等使用料」及び「障害児相談支援サービス使用料」は、新設するやまびここども療育センター、北部こども療育センター及び東部こども療育センターで行う障害児のサービス事業に対して滋賀県国民健康保険団体連合会から受ける給付費です。

54 ページをお願いします。

目 8 教育使用料、節 3 幼稚園使用料の説明欄、「幼稚園一時預かり保育料」は、市立幼稚園の一時預かり事業の利用に伴い、保護者から徴収する保育料です。

56 ページをお願いします。

項 2 手数料、目 2 民生手数料、節 2 児童福祉手数料の説明欄、
「児童クラブ登録手数料」は、児童クラブへの新規通所登録に係る
登録手数料です。

60 ページをお願いします。

款 1 6 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、節
1 社会福祉費国庫負担金の説明欄、「生活困窮者自立相談支援事業
費等負担金」は、生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事
業等に係る国庫負担金です。

「中国残留邦人生活支援費負担金」は、中国残留邦人支援法に基
づく、中国残留邦人等に対する生活支援のための給付金に係る国庫
負担金です。

節 2 障害福祉費国庫負担金の説明欄、「障害者自立支援給付費負
担金」は、障害福祉サービス費、補装具給付費、就労継続・就労移
行支援サービス事業費に係るものであり、「障害児施設給付費負担
金」は、障害児サービス費に係るものであり、「自立支援医療給付
費負担金」は、自立支援医療・更生医療の給付費に係るものであ
り、「療養介護医療費負担金」は、病院における療養介護及び療養
介護医療の給付に係るものであり、「特別障害者手当等給付費負担
金」は、特別障害者手当、障害児福祉手当等の給付費に係るもので

す。

節4 児童福祉費国庫負担金の説明欄、「児童扶養手当負担金」は、母子・父子家庭の児童を養育しているものに対して支給する児童扶養手当に係るものであり、「母子生活支援施設運営費負担金」は、母子生活支援施設の入所経費に係るものであり、「児童手当負担金」は、18歳までの児童を養育しているものに対して支給する児童手当に係るものです。

節5 生活保護費国庫負担金の説明欄、「生活保護費負担金」は、被保護世帯に支給している扶助費に係る国庫負担金で、「生活困窮者自立相談支援事業費等負担金」は、被保護者への就労支援事業等に係る国庫負担金です。

62ページをお願いします。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節1 総務管理費国庫補助金、64ページをお願いします。説明欄、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」のうち、当部所管分は、公立児童クラブのおやつ代について、物価上昇に伴う増額分に対して充当するものです。

目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費国庫補助金の説明欄、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」は、生活困窮者自立支

援法に基づく、就労支援事業や子どもの学習・生活支援事業に係る補助金です。

節2 障害福祉費国庫補助金の説明欄、「障害者地域生活支援事業費補助金」の当部所管分は、移動支援・日中一時支援等の地域生活支援事業に係るものであり、「社会福祉施設等整備費補助金」は、社会福祉法人が行う事業所の創設等に係る施設整備費に対する補助金です。

節4 児童福祉費国庫補助金の説明欄、「子ども・子育て支援交付金」の当部所管分は、児童クラブの運営費や一時預かり事業、病児保育事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業等に係るものであり、「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金」は、保育の質の向上のための研修事業等に係るものであり、「保育対策総合支援事業費補助金」は、保育士宿舍借上げ支援事業や保育補助者雇上強化事業、通園バスの運行等に要する経費に係るものであり、「子育てのための施設等利用給付交付金」は、幼児教育・保育の無償化に要する経費に係るものであり、「子どものための教育・保育給付交付金」は、民間保育所、認定こども園、家庭的保育事業等の運営に要する経費に係るものであり、「保育所等整備交付金」は、民間保育施設を整備する補助事業の経

費に係るものであり、「自立支援給付事業費補助金」は、ひとり親の資格取得のための養成期間に支給する費用等に係るものであり、「妊婦のための支援給付費補助金」は、妊婦支援給付金の事務的経費に係るものであり、「妊婦のための支援給付交付金」は、妊婦支援給付金に要する経費に係るものです。

66 ページをお願いします。

「児童虐待防止対策支援事業費補助金」は、市町村相談体制支援事業等に係るもの及び地域障害児支援体制強化事業に係るものであり、「次世代育成支援対策施設整備交付金」は、「母と子の家しらゆり」の外壁改修工事に係るものであり、「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金」は、子ども食堂等支援及び（仮称）大学等受験料支援事業に係るものであり、節5生活保護費国庫補助金の説明欄、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」は、被保護者就労支援事業等に係るものです。

72 ページをお願いします。

款17 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節2 障害福祉費県負担金の説明欄、「障害者自立支援給付費負担金」は、障害福祉サービス費、補装具給付費、就労継続・就労移行支援サービス事業費等に係るものであり、「自立支援医療給付費負担金」は、

自立支援医療・更生医療の給付費に係るものであり、「療養介護医療費負担金」は、病院における療養介護及び療養介護医療の給付費に係るものであり、「障害児施設給付費負担金」は、障害児サービス費に係るものです。

節4 児童福祉費県負担金の説明欄、「子育てのための施設等利用給付費負担金」は、幼児教育・保育の無償化に要する経費に係るものであり、「子どものための教育・保育給付費負担金」は、民間保育所、認定こども園、家庭的保育事業等の運営に要する費用に係るものであり、「児童手当負担金」は児童手当に要する費用に係るものです。

項2 県補助金、目1 総務費県補助金、節1 総務管理費県補助金の説明欄、「自治振興交付金」のうち当部所管分は「障害児保育支援事業」や「青少年健全育成事業」等に対し、交付を受けるものです。

74 ページをお願いします。

目2 民生費県補助金、節1 障害福祉費県補助金の説明欄、「障害者地域生活支援事業費補助金」のうち、当部所管分は、移動支援・日中一時支援等の地域生活支援事業等に係るものであり、「社会的事業所運営費補助金」は、障害がある人もない人も対等な立場で働

く社会的事業所の運営費補助に係るものであり、「障害者地域活動センター入所事業費補助金」は、薬物依存症者等の日中活動の場を提供する滋賀型地域活動支援センターの運営費補助に係るものであり、「重症心身障害者生活介護事業所補助金」は、重症心身障害者が利用する生活介護事業所に対する人員配置への補助の経費に係るものであり、「重症心身障害者特別加算補助金」は、重症心身障害者の入所施設びわこ学園等に入所する18歳以上の者への補助の経費に係る補助金です。

節3 児童福祉費県補助金の説明欄、「保育対策総合支援事業費補助金」は、保育体制強化事業等に対する補助金であり、「地域子育て支援事業費補助金」のうち当部所管分は、児童クラブの運営費や一時預かり事業、病児保育事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業等に係る経費に対する補助金です。

76 ページに移りまして「子ども・子育て施策推進交付金」は、令和7年度に新設するこどもの育ち支援課の業務に係る経費に対する補助及び公立児童クラブの空調設備の更新及び保護者向けの連絡ツールの導入等に係る経費に対する県の交付金であり、「多子世帯等子育て応援事業費補助金」は、県独自の幼稚園・保育所等の多子世

帯等の利用者負担軽減制度の補助金であり、「妊婦のための支援給付費補助金」は、妊婦支援給付金の事務的経費に係るものであり、「放課後児童クラブ飲食物費価格高騰対策事業費補助金」は公立児童クラブのおやつ代について、物価上昇に伴う増額分に係る県の補助金であります。

80 ページをお願いします。

項3 委託金、82 ページに移りまして、目2 民生費委託金、節2 障害福祉費委託金の説明欄、「医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業委託金」は、県立特別支援学校に通学する医療的ケアを必要とする児童生徒を送迎する保護者の負担軽減を図る支援事業の委託金です。

94 ページをお願いします。

款2 2 諸収入、項4 雑入、目4 雑入、96 ページに移りまして節2 民生費雑入の説明欄、「生活保護費返還金（法63条、法77条の2、法78条）」及び「生活保護費返還金・滞納繰越分」は、資力があるにもかかわらず、急迫の場合等により生活保護を受けた場合に支弁した保護費の返還金や、就労収入の未申告等により不正受給した保護費の徴収金です。

100 ページをお願いします。

節9 その他雑入、当部所管分は、明日都浜大津に入居している外郭団体等の電気料金です。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

引き続き、歳出につきまして、ご説明を申し上げます。

なお、人件費も含まれておりますが、事業関連等を中心にご説明します。

136 ページをお願いします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費の説明欄、2の「社会福祉事業施行費」は、生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業や子どもの学習・生活支援事業等に係る経費、成年後見制度に関する相談等の業務委託に係る経費、中国残留邦人等に対して支給する支援給付金にかかる経費であり、3の「民生委員活動推進費」は、民生委員の活動である見守りや支援の必要な方への相談・助言及び行政機関への協力等に対する活動経費であり、4の「社会福祉協議会活動推進費」は、地域福祉推進の中核的役割を担っている大津市社会福祉協議会に対する事業補助です。5の「行旅病人、死亡人取扱費」は、行旅病人及び死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律による遺体対応業務に係る委託経費です。

6の「ふれあいプラザ管理運営費」は、明日都浜大津に設置して

いる「ふれあいプラザ」の管理運営及び施設の改修に係る事業費であり、7の「戦没者等援護事務費」は、戦傷病者、戦没者遺族等の援護にかかる経費です。

8の「子ども・若者育成支援推進費」は、青少年育成市民会議への活動支援、子ども・若者総合相談窓口の運営等の経費であり、9「女性相談推進費」は、困難な問題を抱える女性等の相談業務を行う経費です。

12「ふれあいセンター管理運営費」は、膳所ふれあいセンターの管理に伴う経費です。

138 ページをお願いします。

目2障害福祉費の説明欄、2の「障害福祉サービス費」は、障害者総合支援法に基づき実施する介護給付・訓練等給付費に係る障害福祉サービス費、児童福祉法に基づき実施する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業に係る障害児サービス費等です。

4の「障害者地域生活支援費」は、障害児者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を実施する経費です。

6の「特別障害者手当等支給費」は、特別障害者手当、障害児福祉手当等の給付事業費であり、7の「障害者就労等支援費」は、障

害者の就労の場である社会的事業所の運営補助経費及びおおつなら
ではの就労移行支援事業の運営を支援する経費等であり、8の「心
身障害者福祉対策費」は、社会福祉法人が行う障害福祉サービス事
業所の施設整備に係る経費、重症心身障害者の入所施設人員配置加
算費や通所施設人員配置加算費、強度行動障害者通所施設加算費な
どの経費であり、9の「障害者福祉施設運営費」は、障害者福祉セ
ンターの指定管理経費等です。10の「障害者通所施設運営費」は、
やまびこ総合支援センターの運営に係る事業費です。

142 ページをお願いします。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、144 ページに移りまして
説明欄、3の「家庭児童相談室運営費」は、児童虐待や子育て相談
等子どもと家庭の福祉に関する相談業務の運営経費や子どもの居場
所づくり事業にかかる経費であり、4の「地域子育て支援費」は、
子育て総合支援センターゆめっこの運営事業費、及び指定管理で実
施している「にじっこ」・「きらきらひろば」を含む地域子育て支援
拠点事業等に係る経費であり、5「児童福祉対策推進費」は、令和7
年度に新設するこどもの育ち支援課の業務に係る経費、妊婦支援給
付金支給事業、子育て支援施策に係る事業、児童委員活動推進費、
保育士確保に向けた情報発信強化及び就職支援経費、ファミリーサ

ポートセンター運営事業費などであり、6「児童手当支給事務費」は、児童手当の支給に係る事務経費等です。

9「障害児通所施設運営費」は、やまびここども療育センター、北部こども療育センター及び東部こども療育センターの運営に係る事業費です。

146 ページをお願いします。

目2児童措置費の説明欄、1「児童手当費」は、18歳までの児童に対する児童手当の支給に係る経費であり、2の「助産扶助費」は、児童福祉法に基づき、経済的及び保健衛生的に支援が必要な妊産婦の出産費用を支弁するものです。

目3公立保育所等費の説明欄、2の「公立保育所等運営費」は、公立保育園等の施設の維持管理などの運営費であり、保育業務支援システムの運用経費を含みます。

目4民間保育施設費の説明欄、1の「民間保育所児童運営費」は、民間保育所に支弁する運営費であり、2の「施設型給付等支給費」は、認定こども園の保育部分、家庭的保育事業等の運営に要する費用を支弁するものであり、3の「施設等利用費等支給費」は幼児教育・保育の無償化に要する費用を支弁するものであり、4の「民間保育施設運営助成費」は、一時預かり事業、病児保育事業及

び民間保育施設に対する各種事業補助金であり、5の「民間保育施設整備補助費」は、民間保育施設を整備するための補助金です。

148 ページをお願いします。

目5 母子福祉費の説明欄、2の「母子家庭生活支援費」は、「母と子の家しらゆり」の運営・管理の指定管理料や他都市の施設への母子の入所に係る経費であり、3の「母子父子福祉対策費」は、児童扶養手当、高等職業訓練促進給付金、母子家庭等就業・自立支援センター事業の経費など、ひとり親家庭の自立促進と福祉の増進を図る事業費です。

目6 児童クラブ費の説明欄、2の「放課後児童健全育成費」は、公立37児童クラブの運営経費及び支援員雇用経費並びに民間児童クラブ運営助成事業費です。

150 ページをお願いします。

目7 児童館費の説明欄、1の「児童館運営費」は、6館に配置する児童厚生員の雇用経費のほか、施設の清掃、管理等の運営経費です。

目8 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金の説明欄、1の「母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金」は、当該事業の実施に伴う事務費を繰り出すものです。

項 3 生活保護費、目 1 生活保護総務費の説明欄、2 の「生活保護
施行事務費」は、被保護世帯や生活困窮世帯の自立支援や住居確保
給付金事業などに係る経費です。

152 ページをお願いします。

目 2 扶助費の説明欄、1 の「生活保護給付費」は、生活保護法に
基づく保護費です。

ページ飛びまして、210 ページをお願いします。

款 10 教育費、項 4 幼稚園費、目 1 幼稚園管理費の説明欄、2
「幼稚園管理運営費」は、市立幼稚園の運営経費であり、幼稚園業
務支援システムの運営及び幼稚園バスの運行に要する経費です。

3 の「養護職員雇用費」は、幼稚園に配置する養護職員の雇用経
費であり、4 の「幼稚園講師雇用費」は、特別支援教育担当、3 歳
児補助等の講師等の雇用経費であり、5 の「施設維持管理補修費」
は、市立幼稚園の施設維持管理経費であり、旧雄琴幼稚園園舎解体
工事設計業務に要する経費を含みます。

212 ページをお願いします。

目 2 幼児教育振興費の説明欄、1 の「施設型給付等支給費」は、
認定こども園の教育部分、新制度に移行した幼稚園の運営に要する
費用を支弁するものであり、2 の「施設等利用費等支給費」は、幼

児教育・保育の無償化に要する経費を支弁するものであり、3の

「私立幼稚園運営補助費」は、職員数や園児数に応じて、幼稚園の運営に関する経費の一部を補助するものであり、4の「幼稚園子育て支援費」は、一時預かり事業等を担う子育て支援指導員を配置する経費です。

220 ページをお願いします。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費、説明欄、3の「学校保健管理運営費」は、各園での健診・相談・指導に係る園医及び自動体外式除細動器の設置等に要する経費です。

以上が歳出の説明でございます。

以上、令和7年度大津市一般会計予算のうち福祉部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうち市長の補助機関たる職員をして補助執行している部分の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。